

1 改正の理由

令和 3 年 1 2 月 1 日に人事院規則 1 5 - 1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則 1 5 - 1 4 - 3 8）が公布され、不妊治療に係る通院等のための休暇が新設されたことに伴い、本組合の職員についても同様に休暇の措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

不妊治療に係る通院等のための特別休暇（有給）を新設し、付与日数は一の年度において 1 0 日の範囲内の期間で取得できるものとする。

3 他自治体の類似する政策等

構成市においても、不妊治療に係る通院等のための休暇を新設するため、条例改正を行う予定である。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

人事院規則 1 5 - 1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則 1 5 - 1 4 - 3 8）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表

議案第2号 埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間</u></p> <p>(3)～(18) (略)</p> <p>(19) 骨髄移植のための骨髄若しくは<u>末しょう血幹細胞移植のための末しょう血幹細胞</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは<u>末しょう血幹細胞移植のため末しょう血幹細胞</u>を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認める期間</p> <p>(20)・(21) (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(18) (略)</p> <p>(19) 骨髄移植のための骨髄若しくは<u>末しょう血管細胞移植のための末しょう血管細胞</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは<u>末しょう血管細胞移植のため末しょう血管細胞</u>を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認める期間</p> <p>(20)・(21) (略)</p>